

第 4 章

農産物の安全性確保・品質保持と 消費拡大推進

GAP(農業生産工程管理)の取得を支援します！(第三者認証GAP取得等促進事業)	対象者	農業者、認定農業者、 法人・団体等
---	-----	----------------------

GAP(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)とは、農産物の安全を確保し、より良い農業経営を実現する取組をいいます。

安全性を消費者や流通業者へ客観的に説明できる第三者認証GAP等の取組を推進するため、取得・継続に係る経費について補助金を交付し支援します。

○第三者認証GAP取得等促進事業【県事業】

以下に掲げる事業に要する経費について補助金を交付します。

(1)対象となる事業

事業内容	経費	採択要件
1 第三者認証 GAP 取得・継続支援	第三者認証GAPを取得・継続する取組に要する経費	審査機関による認証GAPの農場審査を受けること(※)。
2 県 GAP 取得・継続支援	第三者認証GAPの取得に向け県が認証するふくしま県 GAP 取得・継続する取組に要する経費	審査機関による県 GAP の農場審査を受けること(※)。
3 団体認証取得産地への支援	団体取得を目指す産地への誘導助言等に要する経費	

- ただし、やむを得ない事情により農場審査を受けることができない場合にあっては、GAPに係る資質向上及び農場でのGAP実践導入の実施をもって当該年度の取組を完了したものとみなすことができます。

(2)補助率

定額 ※ 予算の範囲内において、補助対象となる経費が補助されます。

(3)申請先

県北農林事務所 農業振興普及部 農業振興課

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

**地域で環境にやさしい農業に取り組む皆様を
支援します！(環境保全型農業直接支払交付金事業)**

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等へ支援金を交付します。

1 対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

- 「農業者」
- ① 販売を目的に生産を行っていること
 - ② みどりのチェックシートによる持続可能な農業生産の実施
 - ③ 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解増進に係る活動等)に取り組むこと

2 支援内容

	対象取組	対象作物	10aあたりの支援単価
全国共通取組	カバークロープ	—	6,000円
	有機農業(うちそば等雑穀・飼料作物)	—	12,000円 (3,000円)
	堆肥の施用	—	4,400円
	リビングマルチ(うち小麦・大麦等)	—	5,400円 (3,200円)
	草生栽培	果樹・茶	5,000円
	不耕起播種	麦・大豆	3,000円
	長期中干し	水稻	800円
	秋耕	水稻	800円
福島県特認取組	冬季湛水管理 ①購入した有機質肥料の施用・畦補強等の実施 ②購入した有機質肥料の施用・畦補強等の未実施 ③購入した有機質肥料の未施用・畦補強等の実施 ④購入した有機質肥料の未施用・畦補強等の未実施	水稻	①8,000円 ②7,000円 ③5,000円 ④4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	水稻	4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	リンゴ、モモ、ナシ、西洋ナシ	8,000円
	炭の投入	—	5,000円
取組拡大加算(農業団体による、有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動に対し交付金を加算)			新規取組面積あたり 4,000円

- 1つの農地で2つ以上の取組を組み合わせを行った場合であっても、支援の対象は1つの取組分となります。

3 申請手続きに必要な書類

- ① 5年間の事業計画と営農活動計画書(初年度のみ)

※提出期限:令和5年6月末まで

- ② 交付申請書等(毎年度)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

あなたの農産物を子どもたちの給食に!
(福島市産農畜産物等契約希望者登録制度)

対象者

農業者、認定農業者

子どもたちの笑顔のために、市内の学校等の給食で使用する新鮮な野菜やくだものを販売・納入していただける生産者を募集します!

【イメージ図】



1 対象者

(1) 野菜・くだもの

福島市内に住所を有し、耕作権をもつ生産者

(2) 農畜産物

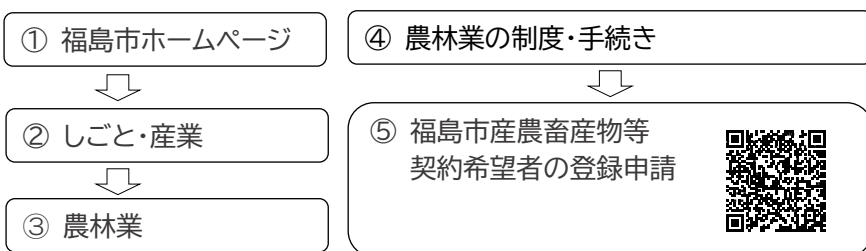
福島市内に住所を有し、家畜の飼養に係る衛生状況の定期報告を行っている生産者

2 登録の手続き

必要書類をご準備のうえ、農業振興課へ提出。

【申請書様式等のダウンロード】

各種申請書様式等は福島市ホームページから下記の順でダウンロードできますので、ご利用ください。



3 登録の期間 令和5年10月2日(月)～令和6年2月16日(金)

4 登録の有効期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
電話 024-529-7663

米粉等を活用した商品開発を支援します！
(米粉等利用拡大支援事業)

対象者

食品加工・製造
事業者

福島市産の米粉等を概ね2割以上活用した商品の開発、製造の費用の一部を助成します。

1 支援内容

(1) 米粉等商品開発支援

- ① 助成額: 上限10万円
- ② 助成率: 10/10
- ③ 助成対象: 新商品開発費(試作品の原材料費、調査経費、製粉機購入費等)
包装資材等の作成(デザイン作成費等)
新商品PR費(広告、宣伝費等)

(2) 米粉等商品生産支援

下記の「小麦粉との価格差の2/3相当額」に、商品に使用した原材料の購入量を乗じて得た額を助成。

小麦粉との価格差の3分の2相当額

米 粉: 190円/kg	うるち米: 110円/kg
玄 米 粉: 105円/kg	玄 米: 40円/kg
もち米粉: 220円/kg	も ち 米: 150円/kg

例) 玄米パン 玄米10kgを購入→助成額 400円(40円×10kg)
 米粉パン 米粉10kgを購入→助成額 1,900円(190円×10kg)
 米粉パン 玄米10kgを購入→助成額 1,900円(190円×10kg)

2 申請期間 ※申請期間中の納品、支払いが対象

第1期: 令和5年4月1日～8月31日

第2期: 令和5年9月1日～令和6年3月10日

3 提出書類

- ・交付申請書兼交付請求書
- ・納品書または請求書(宛名、数量、品目、金額が分かるもの)
- ・領収書(宛名、金額、支払いの事実が分かるもの、通帳コピー可)
- ・その他必要とされる書類(試作品又は商品の写真、開発費内訳等)

☞ 詳しい情報はこちらの QR コードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農政企画係
 電話 024-525-3726

